

共通仕様書

1 総則

本役務の仕様は、共通仕様書、特記仕様書、設計図に記載してある事項、監督官の指示事項及び国土交通省大臣官房庁営繕部監修の建築保全業務共通仕様書最新版並びに関係規則を順守する。

2 軽微な変更

現場の収まり、取り合せ等のための軽微な変更は、監督官と協議の上、その指示に従う。

3 使用材料

- (1) 仮設用材料以外の使用材料は全て新品とし、監督官の検査を受け、合格した物を使用する。ただし、検査に合格した材料であっても、使用時に監督官が変質又は不良品と認めたものは使用してはならない。
- (2) 使用材料は、日本産業規格及び日本農林規格等を基準とし、これらの規格の制定にないものについては、監督官の指示を受ける。

4 水道電気料等の使用

本役務に関わる水道電気料等は、請負者において負担する。支払いについては駐屯地会計部局から求める金額を、期日までに納入すること。

5 諸法規等の順守

請負者は労働安全衛生法、職業安定法、失業保険法、労働者災害保険法及び各関係付属法規並びに工事に関する諸法規、自衛隊の規定を順守し、役務の円滑なる進捗を図る。

6 発生材等の処置

本役務により発生した金属類は発生材調書により官側へ引継ぐものとし、監督官の指示する場所に集積する。それ以外の発生材については、特記による。

7 完了検査

本役務が完了したならば、監督官に申し出て検査官の完了検査を受けるものとし、その結果、不合格の箇所があった場合、請負者の負担において手直しを行い、再検査を受ける。

8 現場管理

- (1) 現場での作業員の監督・風紀衛生の取り締まり、火災及び盗難並びにその他事故防止について、請負者は責任を持って十分な注意を払う。
- (2) 現場においては、常に諸材料その他の整理及び清掃を行う。
- (3) 作業箇所及びその周辺にある地上、地下の既設工作物に対しては、作業に伴う損傷を及ぼさないよう十分な防護工作を施す。万一、損傷を与えた場合には、請負者の負担において補修又は原形に復する他、それに伴う損害を補償する。

9 安全管理

- (1) 請負者は、常に作業の安全に留意し、安全管理に万全を期する。
- (2) 作業員は、作業中において安全帽を着用し、高所作業の場合にあつては、命綱をとる等、適宜な措置を講じなければならない。

10 火気の使用

現場で火気を使用する場合（溶接作業を含む）は、必要な手続きを行い、許可された後に使用する。

11 工程表及び役務計画

請負者は、作業前に工程表を監督官へ提出し、作業順序及び役務計画について承認を得る。

12 提出書類

請負者は、提出書類・申請等について官側が示す規格・様式により作成し、速やかに監督官へ提出する。

13 写真撮影

請負者は、作業前、作業中、作業後及び作業後に隠蔽となる箇所並びに材料検査等の状況を撮影し、写真帳に整理の上、監督官へ提出する。

特記仕様書

1 役務件名

(5) 舗装版切断役務

2 役務場所

新潟県上越市南城町3丁目7番1号 陸上自衛隊高田駐屯地

3 役務概要

駐屯地内のアスファルト舗装版及びコンクリート舗装版切断 一式

4 役務仕様

(1) 本役務で実施する舗装版の種類等は下記のとおりとする。

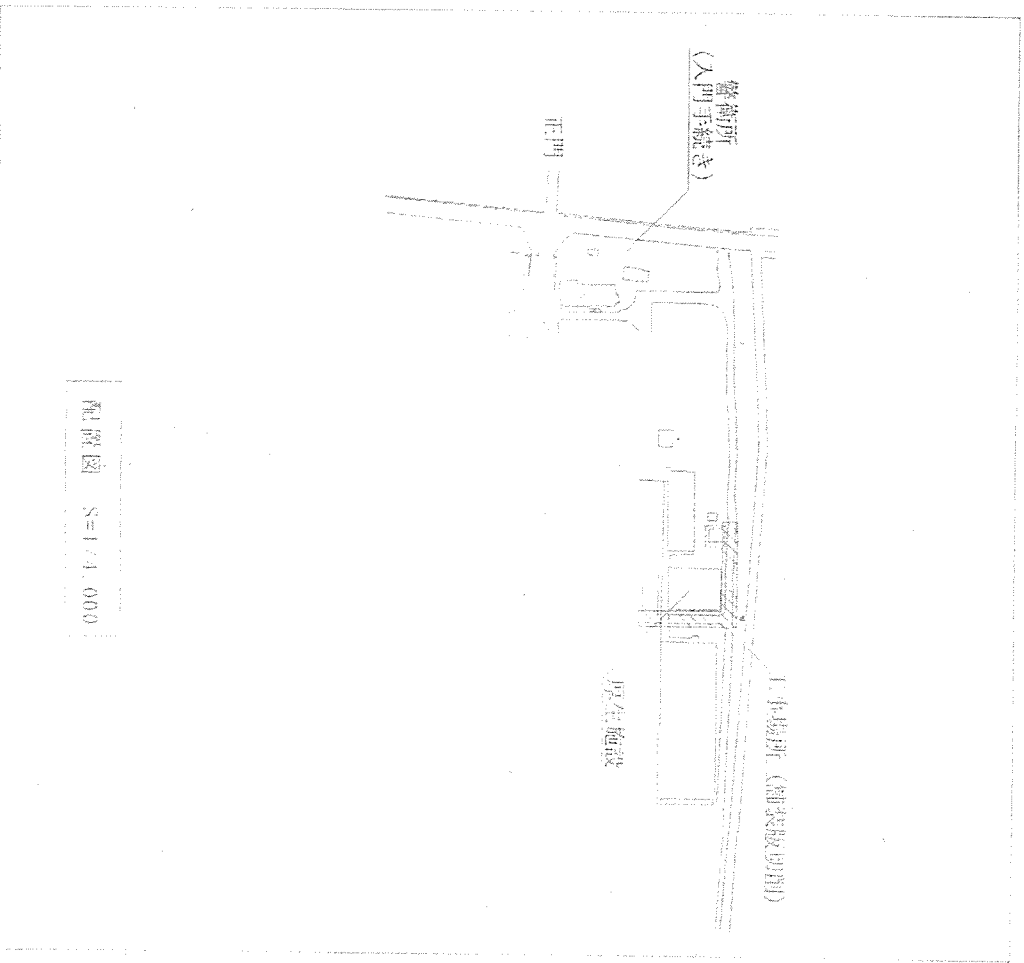
種 類	設計数量	備 考
アスファルト舗装版	L=85.17m×厚5cm基本	
コンクリート舗装版	L=40.30m×厚20cm基本	有筋

(2) 機材置場等は、監督官の指示した場所を使用する。

(3) 舗装版切断作業の細部時程については、契約締結後、速やかに監督官と調整したうえで決定する。

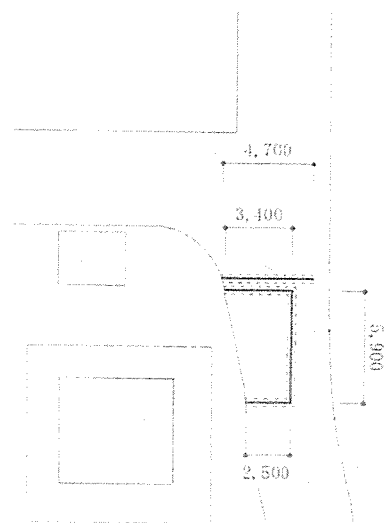


案内図 S=1/X



配置図 S=1/4,000

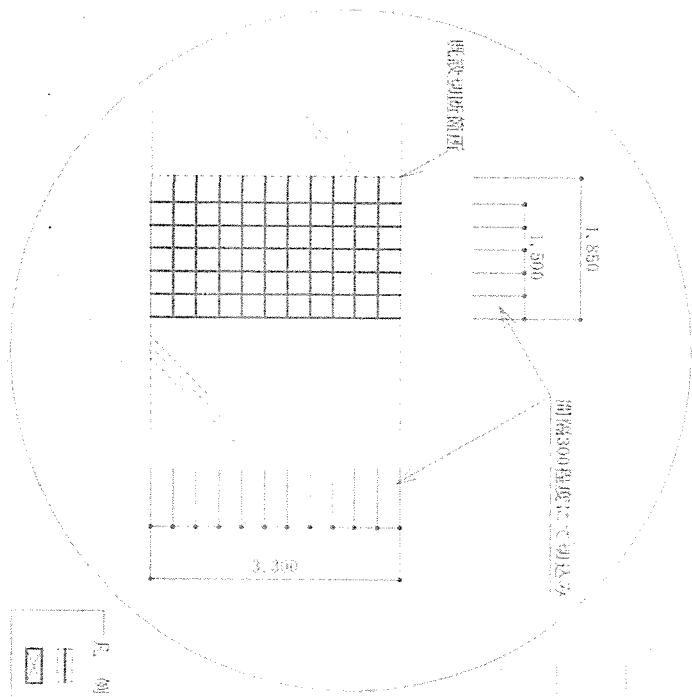
件名	図面	縮尺
(5) 翻装版印刷役務	案内図、配置図	縮尺
高田駐屯地交務隊管理科	図面番号	4 / 5



アスファルト舗装

厚生施設

アスファルト舗装



電線切断箇所

間隔300程度にて切込方

アスファルト舗装舗装

コンクリート舗装

コンクリート舗装

1000

1,000 13,420 7,400(側溝除く) 3,300 33,830



凡例

アスファルト舗装取断箇所

コンクリート舗装取断箇所

作 名 (5) 舗装版切断配置図

図 名 舗装版切断配置図

高田駐屯地業務隊管理科

縮 尺 一

図面番号 5 / 5